

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クオール

2018
10
OCTOBER
No.287

「フェルメール展」は、上野の森美術館で10月5日（金）まで開催される



ヨハネス・フェルメール
《牛乳を注ぐ女》
1658-1660年頃
アムステルダム国立美術館
Rijksmuseum. Purchased with the support of the
Vereniging Rembrandt, 1908 **RIJKS MUSEUM**

今月のKEYPERSON

「『食べる』ということに着目した歯科
医師の関与には、医療・介護からの
大きな期待がある」

鴨井久一氏 NPO法人歯科医療情報推進機構理事長

特集

第五九回日本人間ドック学会学術大会レポート
超高齢社会を迎え、岐路に立つ人間ドックのあり方
社会環境の変化に対応する多様性への対応を目指す

岩田めい達の医事放談

医療人と患者の意識の乖離

医療構造改革の今日的課題②①

今後の医療制度改革における課題①

医療保障政策研究21

トレンドィ・レポート

消費税対応診療報酬の補填率調査に誤り
病院全体の補填率は85%で「損税」に

医療変革期の病院経営戦略②④

同時改定と老人保健施設

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

徹底解説・医療経営ゼミナール

第76回 消費税問題の進展

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

額を上乗せすることで利益確保が可能である。しかし医療では価格決定権が国にあるため、診療報酬に上乗せすることは勝手にできない。

実は、消費税増税となれば、国内景気悪化などが懸念される一方、逆に恩恵を受ける業界もある。自動車・精密機械を中心とする輸出企業では、現行消費税法では、輸出についてはゼロ%税率という手法により、輸出企業に対して支払消費税の還付を行っている。

あまり知られていない話であるが、トヨタ自動車、ソニー、日産自動車はじめ日本を代表する輸出企業一〇社だけでも、輸出に係る多額の消費税の還付(試算では、平成二二年分で八六九八億円)を受けているといわれている。税率が上がれば間違なくこれら輸出企業の還付額は増額する。

○損税の解消策

日本医師会は、非課税措置は維持しつつ、診療報酬に仕入税額相当額として補てんされる

ている二・八九%相当額を上回る仕入消費税額を医療機関が負担している場合に、その超過額の税額控除(還付)を認める新制度の創設を提言している。病院団体も課税転換が政治情勢などの面で困難を伴うことから、非課税還付を改善の策として認めている。

つまり、診療報酬を非課税のまま維持して、仕入消費税負担相当分を還付・返還する方式が考えられる。この医療機関の消費税負担を還付する方式は、カナダで行われているPSBリベート方式を参考にしているもの

○まずは損税金額の把握

消費税率が来年一〇%に引き上げられると、現在、財務内容の厳しい医療機関はさらに厳しい状況に陥るリスクがある。したがって、自らの損税の金額を早急に確認する姿勢が各医療機関に求められる。損税解消のためには実態を知らなければならぬ。会計上税込み処理をしていない損税の金額をその都度把握することは容易でない。税抜き処理をする上で、日々の財務諸表上も申告書上も損税の金額を把握することが可能となる。実態を知ることができる。

厚生労働省が、七月二五日の中医協の診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、病院の「控除対象外消費税(損税)」の補てん状況捕捉に誤りがあったと公表した。この補てん不足の金額は、全国の約八〇〇〇億円、消費増税された二〇一四年度以降の四年間で、八八八億円に上るとの推計も出ている。そのうち特定機能病院の補てん不足が約三〇〇億円を占めるといふ。

○補てん不足の状況

二〇一四年度に行われた消費増税(五%から八%への引き上げ時)に対応するための診療報酬プラス改定の補てん状況調査には誤りがあり、改めて調査分析したところ、クリニックでは一〇〇%を超えているが、病院では八五%と「損税」になっていた(表)。

病院の種類別にみると、精神科病院では一二九%であるのに対し、一般病院では八五・四%、特定機能病院ではわずかに六一・七%に止まっております。急性期病院では診療報酬による補てんが十分なされておらず、過重な消費税負担が発生していることが判明したわけだ。

損税問題については、これまでさまざまな方面から要望がなされてい

るが、従来から、大学病院といった公的病院等が一段と声を大きくしている。というのも、民間医療機関は「損税」は費用になり法人税等の圧縮にもつながるので、「損税」が全額コスト化しているわけではない。しかし、法人税非課税法人は費用になる機会がないため「損税」がまるまる「コスト化」してしまうからだ。

○消費税の仕組み

そもそも消費税は、最終消費者が負担することが大原則である。一般の商取引であれば、小売業者は卸業者等に消費税を支払うが、その分を小売価格に上乗せすることができ、最終消費者が負担することになるため、小売業者が最終的に消費税を負担することはしない。

(図1)のように、通常の取り引きでは、小売業者は製造業者に消費税分(五〇円)を支払うが、消費者から消費税(二五〇円)を受け取り、製造業者へ支払った分は「仕入税額控除」が受けられるため、いわゆる損税は発生しない。

しかし保険診療について消費税は非課税である。たとえば、医療機関や薬局(医療機関等)が仕入業者から物品購入等の際には消費税を支払うが、それを患者負担に転嫁することはできず、医療機関等が最終的に

負担している(「控除対象外消費税」(いわゆる損税))。

このため、医療機関が卸業者に納めた消費税(五〇円)について「仕入税額控除」も受けられず、医療機関が負担することになり、これがいわゆる「損税」である(図2)。

この問題は一九八九年の消費税導入時から認識されており、「医療機関等の消費税負担を補てんするための、特別の診療報酬プラス改定」(消費税対応改定)が行われてきた(消費税導入時の一九八九年、消費税率引き上げ時の一九九七年、二〇一四年)。

しかし、診療報酬での対応には①一部の特掲診療報酬に消費税対応の上乗せを行った場合、その点数を算定しない医療機関では消費税負担への補てんがなされないことになる、②すべての医療機関で算定する基本診療料(初診料、再診料、入院料など)に上乗せを行ったとしても、医療機関の種類等によって不均衡が生じてしまう——といったことが従来から指摘されていた。

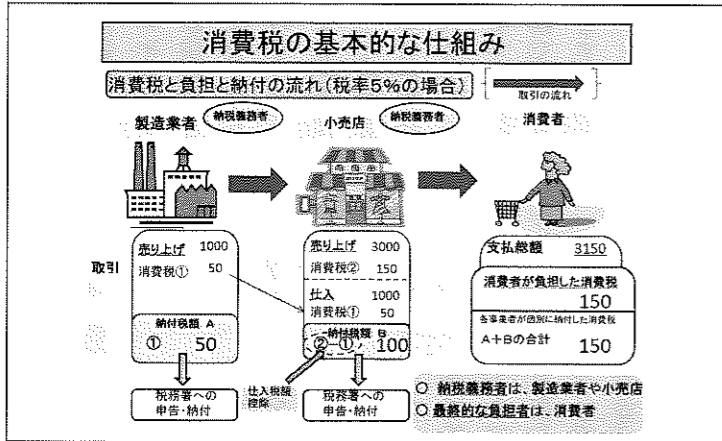
○損税が発生する他業界では

この損税は、他の非課税売上業種である金融、居住用不動産貸付、競馬等においても発生するが、これらの業種では法人側で価格に損税相当

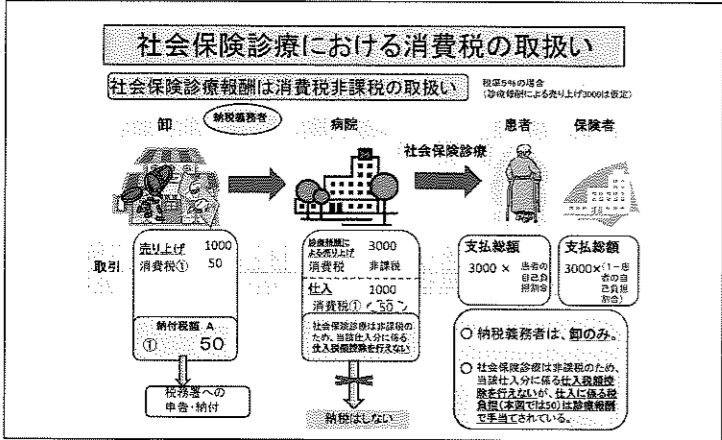
<表>

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乗せ分(A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当負担額(B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額(A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率(A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医薬・介護収益(C)	2,964,340千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医薬・介護収益に対する補てん差額の割合(A-B)/C	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

<図1>



<図2>



消費税率が来年一〇%に引き上げられると、現在、財務内容の厳しい医療機関はさらに厳しい状況に陥るリスクがある。したがって、自らの損税の金額を早急に確認する姿勢が各医療機関に求められる。損税解消のためには実態を知らなければならぬ。会計上税込み処理をしていない損税の金額をその都度把握することは容易でない。税抜き処理をする上で、日々の財務諸表上も申告書上も損税の金額を把握することが可能となる。実態を知ることができる。